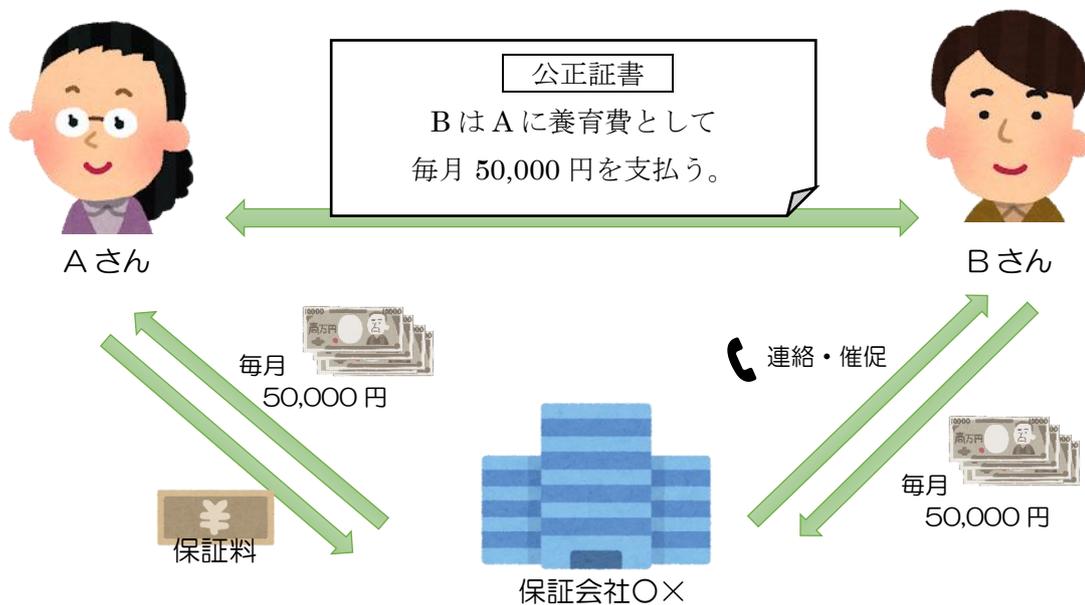


★たとえば、補助金制度を利用して、保証会社と養育費保証契約を交わすと??★

AさんとBさんは離婚する際に養育費に関する公正証書を作成しました。

Aさんは、決めたはずの振込日を守ってくれないBさんに催促の連絡をするのがわずらわしくなり、保証会社〇×と保証契約を締結しました。



～保証契約の内容～

- 契約時の保証料は、養育費1か月分（Aさんの場合は5万円）
- 月額保証料は1,000円/月。
- Bさんは保証会社〇×へ毎月の養育費分を入金します。
- 保証会社〇×は、Aさんへ養育費分を毎月振込みます。
- 万が一、Bさんから保証会社〇×へ入金されなくても、保証会社〇×がAさんへ立替払いをします。
（保証される回数は契約の内容で変動します）
- 給与差し押さえの強制執行など、法的手続きのサポートを受けられるサービスもあります。

～お金の流れ～

令和×年	1月	契約締結	→→→	【出】	50,000円
	3月	市に補助金を申請	→→→	【入】	50,000円
令和×年	1～12月	養育費受取り	→→→	【入】	600,000円
	1～12月	月額保証料支払	→→→	【出】	12,000円

→初回保証料の分が市の補助金でまかなえたので、実質、月額保証料の負担のみで1年分の養育費を確保できました

※これはシミュレーションです。初回保証料の金額や月額保証料の有無、サービスの内容は会社によって異なります。また、契約2年目からは更新料（養育費月額の30%など）が発生することが多いようですが、市の補助金は1回限り（上限は5万円）です。

高島市養育費の保証契約促進補助金

養育費を確実に受け取る枠組みを整えるために、保証会社と養育費保証契約を締結する際の経費を補助します。

- 【対象者】 次の全ての要件を満たす方
- ・高島市に居住している
 - ・ひとり親家庭の父または母である
 - ・養育費の取決めにかかる債務名義を有している（※1）
 - ・養育費の対象である児童を現に扶養している
 - ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している（※2）
- ※1 公正証書や家庭裁判所の調停調書、判決文等によって養育費の詳細が取決めされているか確認します
- ※2 申請者本人が保証会社と契約を交わしており、その経費を支払ったかを確認します
- 【補助金額】 保証会社と養育費保証契約を締結する際の保証料(上限5万円)
- 【手続き】 次の書類を提出してください。
- ・高島市養育費の保証契約促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
 - ・申請者と対象児童の戸籍謄本
 - ・申請者が負担した対象経費の領収書(申請する年度に支払ったもの)の写し
 - ・養育費の取決めをした文書の写し
 - ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
 - ・その他、申請者の状況によって追加で書類の提出を求められることがあります
- 【申請期限】 保証会社と契約を締結した日の次の3月31日までに申請してください。